静岡県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

静岡県知事 川 勝 平 太

年静岡県条例第58号) により設けられた知事

直轄組織及び部並びにこれらの下に置かれた

#### 静岡県規則第8号

静岡県行政組織規則の一部を改正する規則

年静岡県条例第58号) により設けられた知事

直轄組織及び部並びにこれらの下に置かれた

静岡県行政組織規則(平成19年静岡県規則第29号)の一部を次のように改正する。

青	争岡県行政組織規則(平成19年静岡県規則第29号)	の一部を次のように改正する。
	改正前	改正後
	目次	目次
	第1章~第3章 (略)	第1章~第3章 (略)
	第4章 出先機関	第4章 出先機関
	第1節~第2節 (略)	第1節~第2節 (略)
	第3節 文化・観光部関係出先機関	第3節 スポーツ・文化観光部関係出先機
		<u>関</u>
	第1款~第4款 (略)	第1款~第4款 (略)
	第4節 健康福祉部関係出先機関	第4節 健康福祉部関係出先機関
	第1款~第8款 (略)	第1款~第8款 (略)
	第9款 発達障害者支援センター (第28	第 9 款 <u>削除</u>
	<u>条)</u>	
	第10款~第15款 (略)	第10款~第15款 (略)
	第5節 経済産業部関係出先機関	第5節 経済産業部関係出先機関
	第1款~第11款 (略)	第1款~第11款 (略)
		第11款の2 農林環境専門職大学等(第
		45条の2・第45条の3)
	<u>第11款の2</u> ふじのくに茶の都ミュージ	<u>第11款の3</u> ふじのくに茶の都ミュージ
	アム( <u>第45条の 2</u> )	アム( <u>第</u> 45条の <u>4</u> )
	第12款・第13款 (略)	第12款・第13款 (略)
	第13款の2 水産技術研究所 (第47条の	第13款の 2 <u>水産・海洋技術研究所</u> (第
	2)	47条の2)
	第14款 (略)	第14款 (略)
	第6節 (略)	第6節 (略)
	第5章・第6章 (略)	第5章・第6章 (略)
	附則	附則
	(本庁)	(本庁)
	第4条 本庁とは、静岡県部設置条例(平成18	第4条 本庁とは、静岡県部設置条例(平成18

局、課(オリンピック・パラリンピック推進 課に附置されたオリンピック・パラリンピック調整室、空港管理課に附置された空港調整 室、農業戦略課に附置された先端農業推進室 及び農業ビジネス課に附置された専門職大学 開学準備室を含む。)及び班並びに出納局並び にこの下に置かれた課(当該課に附置された 出納室を含む。)及び班をいう。

(局及び課)

- 第10条 静岡県部設置条例により設けられた知事直轄組織及び部の下に、次の各号の表の左欄に掲げる局を置き、知事直轄組織及びそれぞれの部又は局に同表の右欄に掲げる課を置く。
  - (1)・(1)の2 (略)
  - (2) 経営管理部

局	課
(略)	
財務局	(略)
	管財課
(略)	

- (3) (4) (略)
- (5) 文化·観光部

局	課
政策管理局	(略)
文化局	(略) 富士山世界遺産課 文化力の拠点推進 課
総合教育局	(略)

局、課(オリンピック・パラリンピック推進 課に附置されたオリンピック・パラリンピック調整室、空港管理課に附置された空港調整 室<u>及び</u>農業戦略課に附置された先端農業推進 室を含む。)及び班並びに出納局並びにこの下 に置かれた課(当該課に附置された出納室を 含む。)及び班をいう。

(局及び課)

- 第10条 静岡県部設置条例により設けられた知事直轄組織及び部の下に、次の各号の表の左欄に掲げる局を置き、知事直轄組織及びそれぞれの部又は局に同表の右欄に掲げる課を置く。
  - (1)・(1)の2 (略)
  - (2) 経営管理部

(-) /IM   I   M   I	
局	課
(略)	
財務局	(略)
	資産経営課
(略)	

- (3) (4) (略)
- (5) スポーツ・文化観光部

局	課		
政策管理局	(略)		
スポーツ局	スポーツ政策課		
	スポーツ振興課		
	オリンピック・パ		
	ラリンピック推進		
	課		
文化局	(略)		
	富士山世界遺産課		
総合教育局	(略)		

スポーツ局	スポーツ振興課
	オリンピック・パ
	ラリンピック推進
	課
	ラグビーワールド
	カップ2019推進課
観光交流局	(略)
(略)	

(6) 健康福祉部

局	課
(略)	
医療健康局	医療政策課
	地域医療課
	疾病対策課
	健康増進課
	国民健康保険課
(略)	

(7) 経済産業部

局	課
(略)	
水産業局	(略)

(8) (略)

 $2 \sim 5$  (略)

- 6 農業ビジネス課に、専門職大学開学準備室 を附置し、その位置は、磐田市富丘とする。 (局及び課の所掌事務)
- **第12条** 第10条に規定する局及び課の所掌事務は、次のとおりとする。
  - (1) 知事直轄組織

(1) / 1	3. 平口 小11. 小11.	
局	課	所掌事務
	総務課	(1)~(3) (路)
		(4) 知事直轄組織内の
		公益法人制度改革に
		関すること。
		(5)~(7) (略)

観光交流局	(略)
(略)	

(6) 健康福祉部

(°) VC/ATIM IMAI	
局	課
(略)	
医療局	医療政策課
	地域医療課
	疾病対策課
健康局	健康増進課
	国民健康保険課
(略)	

(7) 経済産業部

局	課
(略)	
水産・海洋局	(略)

(8) (略)

 $2 \sim 5$  (略)

(局及び課の所掌事務)

- 第12条 第10条に規定する局及び課の所掌事務は、次のとおりとする。
  - (1) 知事直轄組織

局	課	所	掌事務
	総務課	(1) <b>~</b> (3)	(略)
		$(4) \sim (6)$	(略)

		•
知事戦略		(1)~(3) (略)
局		(4) 局内の公益法人制
		度改革に関するこ
		<u>Ł.</u>
		<u>(5)</u> (略)
	(略)	
政策推進		(1)~(3) (略)
局		(4) 局内の公益法人制
		度改革に関するこ
		と。
		<u>(5)</u> (略)
	(略)	
地域外交		(1)~(3) (略)
局		(4) 局内の公益法人制
		度改革に関するこ
		<u>と。</u>
		<u>(5)∼(7)</u> (略)
	(略)	

### (1)の2 危機管理部

(2) /	1 1 X 1 1 X 1 1	
局	課	所掌事務
	総務課	(1)~(3) (路)
		(4) 部内の公益法人制
		度改革に関するこ
		<u>と。</u>
		<u>(5)~(10)</u> (略)
	(略)	

### (2) 経営管理部

局	課	所掌事務
(略)		
行政経営	(略)	
局	行政経営課	(1) • (2) (路)
		(3) ファシリティマネ
		ジメントの推進に関
		<u>すること。</u>
	(略)	
財務局	(略)	

	ı	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
知事戦略		(1)~(3) (略)
局		
		<u>(4)</u> (略)
	(略)	
政策推進		(1)~(3) (略)
局		
		<u>(4)</u> (略)
	(略)	
地域外交		(1)~(3) (略)
局		
		<u>(4)~(6)</u> (略)
	(略)	

# (1)の2 危機管理部

局	課	所掌事務
	総務課	(1)~(3) (路)
		<u>(4)~(9)</u> (略)
	(略)	

### ② 経営管理部

局	課	所掌事務
(略)		
行政経営	(略)	
局	行政経営課	(1) • (2) (路)
	(略)	
財務局	(略)	

管財課		
	(1) ~ (5)	(略)

### (3) (略)

# (4) くらし・環境部

(4) \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		
局	課	所掌事務
政策管理	総務課	(1)~(3) (略)
局		(4) 部内の公益法人制
		度改革に関するこ
		<u>と。</u>
		<u>(5) · (6)</u> (略)
	(略)	
(略)		
建築住宅	住まいづくり	(1)~(4) (略)
局	課	⑤ 建築士に関するこ
		と <u>(査察業務に関す</u>
		<u>ることを除く。)</u> 。
		(6) • (7) (略)
	建築安全推進	(1) • (2) (略)
	課	③ 建築士に関するこ
		と(査察業務に関す
		<u>ることに限る。)。</u>
		<u>(4)</u> (略)
	(略)	
(略)		

## (5) 文化・観光部

(°) <u>/\                                      </u>	<u> </u>	
局	課	所掌事務
政策管理	総務課	(1)~(3) (略)
局		(4) 部内の公益法人制
		度改革に関するこ
		<u>と。</u>
		<u>(5) • (6)</u> (略)
	(略)	

	資産経営課	<u>(1) ファシリティマネ</u>
		ジメントの推進に関
		<u>すること。</u>
		<u>(2)~(6)</u> (略)
(略)		

## (3) (略)

# (4) くらし・環境部

局	課	所掌事務
政策管理	総務課	(1)~(3) (略)
局		
		<u>(4) • (5)</u> (略)
	(略)	
(略)		
建築住宅	住まいづくり	(1)~(4) (略)
局	課	⑤ 建築士に関するこ
		と。
		(6) • (7) (略)
	建築安全推進	(1) • (2) (略)
	課	
		<u>⑶</u> (略)
	(略)	
(略)		

# (5) スポーツ・文化観光部

	7 1 1 1 1 1 1 1 1	
局	課	所掌事務
政策管理	総務課	(1)~(3) (略)
局		
		(4) · (5) (路)
	(略)	

企画政策課	(1)~(5)	(略)		企画政策課	(1)~(5) (概备)
					(6) 東静岡周辺地区の
					整備に関すること。
			<u>スポーツ</u>	スポーツ政策	(i) スポーツ施策の <u>企</u>
			<u>局</u>	課	画及び調整並びに推
					進に関すること。
					<u>②</u> サイクルスポーツ
					<u>県づくりに関するこ</u>
					<u>と。</u>
					<u>③ スポーツ交流の推</u>
					進に関すること。
					<u>(4) 大規模スポーツ大</u>
					会に係るレガシーの
					創出に関すること。
					<u>(5)</u> 静岡県スポーツ推
					進審議会に関するこ
					<u>Ł.</u>
				スポーツ振興	(1) 生涯スポーツに関
				課	<u>すること。</u>
					② 競技スポーツに関
					<u>すること。</u>
					(3) スポーツ振興事業
					の国庫補助金に関す
					<u>ること。</u>
					(4) 市町のスポーツ施
					設に対する支援に関
					<u>すること。</u>
					⑤ 水泳場・武道館に
					関すること。
					(6) 体力づくり運動の
					推進に関すること。
					(7) 体育関係団体に関
					<u>すること。</u>

	l	İ	1 1	1		
					<u>オリンピック</u>	(1) 東京オリンピック
					・パラリンピ	<u>・パラリンピックに</u>
					ック推進課	関すること。
						(2) オリンピック・パ
						ラリンピック調整室
						<u>に関すること。</u>
文化局	(略)			文化局	(略)	
	富士山世界遺	(略)			富士山世界遺	(略)
	産課				産課	
	文化力の拠点	(1) 文化力の拠点推進				
	推進課	<u>に関すること。</u>				
総合教育	(略)			総合教育	(略)	
局				局		
スポーツ	スポーツ振興	(1) 生涯スポーツに関	1			
局	課	<u>すること。</u>				
<u> </u>	_	(2) 競技スポーツに関				
		<u>すること。</u>				
		(3) サイクルスポーツ				
		県づくりに関するこ				
		<u>ک.</u>				
		<u>(4)</u> スポーツ振興事業				
		の国庫補助金に関す				
		<u> </u>				
		<u>(5)</u> 市町のスポーツ施				
		設に対する支援に関				
		すること。				
		(6) 水泳場・武道館に				
		関すること。				
		(7) 静岡県スポーツ推				
		進審議会に関するこ				
		<u></u> <u> </u>				
		(8) 体力づくり運動の				
		推進に関すること。				
		(9) 体育関係団体に関				
		<u>すること。</u>				

		∭ スポーツ交流の推
		進に関すること。
	オリンピック	(1) 東京オリンピック
	・パラリンピ	<u>・パラリンピックに</u>
	ック推進課	関すること。_
		<u>(2)</u> オリンピック・パ
		<u>ラリンピック調整室</u>
		<u>に関すること。</u>
	<u>ラグビーワー</u>	<u>(l)</u> ラグビーワールド
	ルドカップ	<u>カップ2019に関する</u>
	2019推進課	<u>こと。</u>
観光交流	(略)	
局		
(略)		

#### (6) 健康福祉部

(6) 健康作	虽 <u>化</u> 部	
局	課	所掌事務
政策管理	総務課	(1)~(3) (略)
局		(4) 部内の公益法人制
		度改革に関するこ
		<u> と。</u>
		<u>(5)~(7)</u> (略)
	(略)	
	健康福祉政策	(1)~(5) (略)
	課	(6) 社会健康医学の推
		進に関すること。
福祉長寿	(略)	
局	長寿政策課	(1) 長寿者保健福祉計
		<u>画</u> に関すること。
		(2) • (3) (略)
		(4) 介護予防及び地域
		支援事業に関するこ
		<u>と。</u>
		(5) 医療及び介護の総
		合的な確保に関する
		<u>こと。</u>

観光交流	(略)		
局			
(略)			
(6) 健康和	<b>卓村</b> -部(		

### (6) 健康福祉部

局	課	所掌事務
政策管理	総務課	(1)~(3) (略)
局		
		(4)~(6) (略)
	(略)	
	健康福祉政策	(1)~(5) (略)
	課	(6) 社会健康医学の推
		進及び大学院大学の
		<u>開学</u> に関すること。
福祉長寿	(略)	
局	長寿政策課	(l) <u>長寿社会保健福祉</u>
		<u>計画</u> に関すること。
		(2) • (3) (略)

		(6) 地域包括ケアの推			
		進に関すること。			
	(略)			(略)	
(略)	T		(略)	1	
障害者支		(1) • (2) (略)	障害者支		(1) • (2) (略)
援局		③ 身体障害者更生相	援局		③ 身体障害者更生相
		談所、知的障害者更			談所、知的障害者更
		生相談所 <u>、発達障害</u>			生相談所、精神保健
		者支援センター、精			福祉センター <u>及び</u> 磐
		神保健福祉センタ			田学園に関するこ
		ー <u>、</u> 磐田学園 <u>及び浜</u>			と。
		<u>松学園</u> に関するこ			
		と。			
	障害者政策課	(1)~(3) (略)		障害者政策課	(1)~(3) (略)
		(4) 富士見学園に関す			(4) 富士見学園 <u>及び浜</u>
		ること。			松学園に関するこ
					と。
		(5) (略)			(5) (略)
	(略)			(略)	
医療健康		(1) 局内の予算及び経	医療局		(1) 局内の予算及び経
局		理の総括に関するこ			理の総括に関するこ
		<u>ك.</u>			<u>と。</u>
		(2) 局内各課の連絡調			<ul><li>② 局内各課の連絡調</li></ul>
		整及び局内各課の所			整及び局内各課の所
		掌に属しない事務に			掌に属しない事務に
		関すること。			関すること。 <u></u>
		③ 看護専門学校に関			③ 看護専門学校に関
		<u>すること。</u>			<u>すること。</u>
	医療政策課	(1) 医療政策の企画及		医療政策課	(1) 医療政策の企画及
		び調整に関するこ			び調整に関するこ
		<u></u>			٤
		(2) 医療及び介護の総			(2) 医療及び介護の総
		合的な確保に関する			合的な確保に関する
		<u> </u>			
		(3) 病院、診療所、助			(3) 病院、診療所、助

歯科技工所及び施術	科技工所
所に関すること。	・ に関する
(4) 医療法人に関する (4)	医療法
<u> </u>	と。
	医療従
	.関する、
	地方独
	岡県立
	けるこ
	医療体
備に関すること。	に関す
(2) 救急、災害及びへ (2)	救急、
き地医療に関すること	地医療
<u>Ł.</u>	0
	周産
	こと。
	看護
	と。
	医療征
	及び確
	と。
	治療法
<u>いない疾病その他の</u>	ない変
特殊な疾病に関する	殊な疫
<u>こと(他課の所掌に</u>	と (他
属するものを除	する
<u>&lt;,)</u> .	.) 。
(2) がん対策に関する (2)	がん
<u> </u>	と。
(3) 臓器及び造血幹細	臓器
<u>胞の移植に関するこ</u> <u>胞</u>	の移植
<u>Ł.</u>	0
(4) 原子爆弾被爆者の	原子
医療等に関するこ 医	療等
<u>Ł.</u>	0
(5) 感染症に関するこ (5)	感染症

	<u>ا</u>				<u>ا</u>
	と。 (c) ヱ[t+蚊経)を問みて				と。 (c) ヱは故様に関する
	(6) 予防接種に関する - L				(6) 予防接種に関する
	<u>こと。</u> (7) ハンペセンの中間間に				こと。
	(7) ハンセン病問題に				(7) ハンセン病問題に
6-4	関すること。	1	64 da ==		関すること。
健康増進課	(1) 健康づくりに関す		健康局		(1) 局内の予算及び経
	<u>ること。</u>				理の総括に関するこ
	② 保健指導及び保健				<u> と。</u>
	師に関すること。				(2) 局内各課の連絡調
	③ 栄養指導及び栄養				整及び局内各課の所
	士に関すること。				掌に属しない事務に
	(4) 歯科保健に関する				<u>関すること。</u>
	<u>こと。</u>			健康増進課	(1) 保健事業及び介護
	⑤ 総合健康センター				予防の一体的な実施
	に関すること。	-			に関すること。
国民健康保険	(1) 国民健康保険事業				(2) 介護予防及び生活
<u>課</u>	の運営に関するこ				支援に関すること。
	<u>と。</u>				③ 医療及び介護の総
	② 国民健康保険事業				合的な確保に関する
	の指導及び助成に関				<u>こと。</u>
	<u>すること。</u>				(4) 地域包括ケアの推
	③ 後期高齢者医療制				進に関すること。
	度に関すること。				⑤ 健康づくりに関す
	(4) 保険医療機関及び				<u>ること。</u>
	保険医の指導及び監				(6) 保健指導及び保健
	査に関すること。				師に関すること。
					(7) 栄養指導及び栄養
					士に関すること。
					(8) 歯科保健に関する
					<u>こと。</u>
					(9) 総合健康センター
					<u>に関すること。</u>
				国民健康保険	(l) 国民健康保険事業
				<u>課</u>	の運営に関するこ
					<u>と。</u>

					の指導及び助成に関すること。       すること。       ③ 後期高齢者医療制度に関すること。       ④ 保険医療機関及び
					保険医の指導及び監 査に関すること。
(略)			(略)		
(7) 経済産	<b>E</b> 業部		(7) 経済	産業部	
局	課	所掌事務	局	課	所掌事務

	生美部 	
局	課	所掌事務
政策管理	総務課	(1)~(3) (略)
局		(4) 部内の公益法人制
		度改革に関するこ
		<u>と。</u>
		<u>⑸~⑺</u> (略)
	(略)	
(略)		
農業局	(略)	
	農業ビジネス	(1) • (2) (略)
	課	(3) 農林大学校に関す
		ること。
		(4)~(7) (略)
		(8) 専門職大学開学準
		備室に関すること。
	(略)	
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(1)~(3) (略)
	H-1-1907 / 19/10	(-) (0) (1)
		(4)~(6) (略)
曲地巨	(10/2)	(北/ - (0) (四月)
農地局	(略)	
	農地整備課	(1)~(3) (略)

局	課	所掌事務
政策管理局	総務課	(1)~(3) (略)
	(略)	<u>(4) ∼ (6)</u> (略)
(略)	Γ	
農業局	(略)	
	農業ビジネス課	(1)・(2) (略) (3) 農林大学校 <u>農林</u> 環境専門職大学及び 農林環境専門職大学 短期大学部に関する こと。 (4)~(7) (略)
	(略)	T
	畜産振興課	(1)~(3) (略) (4) 豚熱対策に関する こと。 (5)~(7) (略)
農地局	(略)	
	農地整備課	(1)~(3) (略) (4) 棚田地域の振興に 関すること。

	(略)	
(略)		
水産業局	水産振興課	(1)~(12) (略)
		③ 水産技術研究所に
		関すること。
	(略)	

(8) 交通基盤部

局	課	所掌事務
政策管理	総務課	(1)~(3) (略)
局		(4) 部内の公益法人制
		度改革に関するこ
		<u> と。</u>
		<u>(5)∼(8)</u> (略)
	(略)	
(略)		

 $2 \sim 4$  (略)

- 5 第10条第6項に規定する専門職大学開学準 備室は、専門職大学の開学に関する事務を処 理する。
- <u>6</u> (略)
- <u>7</u> 前条第4項に規定する出納室は、次の事務 を処理する。
  - (1) 出先機関の<u>臨時職員及び</u>非常勤職員の給 与事務及び保険事務に関すること。

(2)~(10) (略)

第13条 附属機関の名称、担任事務及び所管する組織は、次のとおりとする。

	附	属	機	関		所 氇	許する紹	且織
名	称	担	任	事	務	部	局	課
	(略)							
静區	別県	(	略)					
公割	手審							
查会	217							

	(略)	
(略)		
水産・海	水産振興課	(1)~(12) (12)
洋局		水産・海洋技術研
		<u>究所</u> に関すること。
	(略)	

(8) 交通基盤部

(0) )(1)	12 THIE 14 IA	
局	課	所掌事務
政策管理	総務課	(1)~(3) (略)
局		
		<u>(4)∼(7)</u> (略)
	(略)	
(略)		

 $2 \sim 4$  (略)

- 5 (略)
- <u>6</u> 前条第4項に規定する出納室は、次の事務 を処理する。
  - (1) 出先機関の非常勤職員の給与事務及び保 険事務に関すること。

(2)~(10) (略)

第13条 附属機関の名称、担任事務及び所管する組織は、次のとおりとする。

附	属	機	関		所省	する 沿	組織
名 称	担	任	事	務	部	局	課
(略)							
静岡県	(昭	各)					
公害審							
查会							
静岡県	スポ	ーッ	'基2	本法	スポー	スポー	スポー
スポー	(平成	<b>뉯</b> 23⁴	<b>下法</b>	律第	<u>ツ・文</u>	<u>ツ局</u>	ツ政策
ツ推進	78号)	第3	85条	の規	化観光		課

						審議会	定による知事から の意見聴取に係る 意見の陳述に関す る事務並びに静岡 県スポーツ推進審 議会条例(昭和37 年静岡県条例第12 号)第2条に規定 するスポーツの推 進に関する事項の 調査審議及びこれ らの事項について	部		
静岡県文化政策審議会	(服务)	文化・観光部	(略)		-	静岡県文化政策審議会	<u>の知事に対する建</u> <u>議に関する事務</u> (略)	スポー       ツ・文       化観光       部	(略)	
静岡県 文化財 保護審 議会	(略)	文化· 観光部	(略)			静岡 文化財 保護審議会	(單答)	スポー       ツ・文       化観光       部	(服务)	
静岡県 公立大 学法人 評価委 員会	(照各)	文化・観光部	(略各)			静 公 学 活 蛋 員会	(照各)	スポー       ツ・文       化観光       部	(略)	
静岡県 私立学 校審議 会	(略)	文化· 観光部	(略)			静岡県 私立学 校審議 会	(既各)	スポー       ツ・文       化観光       部	(略)	
静岡県       スポー       ツ推進       審議会	スポーツ基本法 (平成23年法律第 78号)第35条の規 定による知事から の意見聴取に係る	文化・ 観光部	<u>スポー</u> <u>ツ局</u>	<u>スポー</u> ツ振興 課						

	1	Ī	Ī	Ī	11	ı		1	I	
	意見の陳述に関す									
	る事務並びに静岡									
	県スポーツ推進審									
	議会条例(昭和37									
	年静岡県条例第12									
	号)第2条に規定									
	するスポーツの推									
	進に関する事項の									
	調査審議及びこれ									
	らの事項について									
	の知事に対する建									
	議に関する事務									
静岡県	(略)	<u>文化・</u>	(略)			静岡県	(略)	スポー	(略)	
観光審		観光部				観光審		<u>ツ・文</u>		
議会						議会		化観光		
								<u>部</u>		
(略)			I	T		(略)			1	
地方独	(略)		医療健	(略)		地方独	(略)		医療局	(略)
立行政			康局			立行政				
法人静						法人静				
岡県立						岡県立				
病院機						病院機				
構評価						構評価				
委員会						委員会				
静岡県	(略)		医療健	(略)		静岡県	(略)		医療局	(略)
医療審			康局			医療審				
議会						議会				
静岡県	(略)		医療健	(略)		静岡県	(略)		医療局	(略)
准看護			康局			准看護				
師試験						師試験				
委員						委員				
静岡県	(略)		医療健	(略)		静岡県	(略)		医療局	(略)
指定難			康局			指定難				
病審査						病審査				
				1						

_									
	静岡県	(略)		医療健	(略)	静岡県	(略)	医療局	(略)
	感染症			康局		感染症			
	診査協					診査協			
	議会					議会			
	静岡県	(略)		医療健	(略)	静岡県	(略)	健康局	(略)
	国民健			康局		国民健			
	康保険					康保険			
	審査会					審査会			
	静岡県	(略)		医療健	(略)	静岡県	(略)	健康局	(略)
	後期高			康局		後期高			
	齢者医					齢者医			
	療審査					療審査			
	숮					숲			
	静岡県	(略)		医療健	(略)	静岡県	(略)	健康局	(略)
	国民健			康局		国民健			
	康保険					康保険			
	運営協					運営協			
	議会					議会			
	(略)	T				(略)			
	静岡県	(略)				静岡県	(略)		
	食と農					食と農			
	が支え					が支え			
	る豊か					る豊か			
	な暮ら					な暮ら			
	しづく					しづく			
	り審議					り審議			
	会		T	1	I	会			
	静岡県	知事の諮問に応じ	経済産	農業局	農業戦				
	卸売市	た卸売市場整備計	業部		略課				
	場審議	画に関する事項そ							
	<u>会</u>	の他卸売市場に関							
		する重要事項の調							
		査審議に関する事							
		<u>務</u>							
	静岡県	(略)				静岡県	(略)		
	農業共					農業共			

済保険			
審査会			
(略)			
静岡県	(略)	水産業	(略)
水産振		<u>局</u>	
興審議			
会			
(略)			

第3節 <u>文化</u>·観光部関係出先機関

第20条 (略)

2 · 3 (略)

4 前2項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康福祉センターは、それぞれ同表の右欄に掲げる所管区域について、次の事務を処理する。この場合において、社会福祉法第14条第5項に規定する事務、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第5条第1項に規定する事務、同法第6条第1項に規定する事務及び同法第7条第2項第2号に規定する事務の所管区域は同表の所管区域から市の区域を除くものとする。

(1) (略)

(2) 生活困窮者自立支援法第5条第1項に規定する事務、同法第6条第1項に規定する事務及び同法第7条第2項第2号に規定する事務(静岡県賀茂健康福祉センター、静岡県東部健康福祉センター及び静岡県中部健康福祉センターに限る。)

(3)~(7) (略)

(表略)

5~8 (略)

9 次の表の左欄に掲げる健康福祉センター に、同表の右欄に掲げる課を置く。

済保険			
審査会			
(略)			
静岡県	(略)	水産・	(略)
水産振		海洋局	
興審議			
会			
(略)			

**第3節** <u>スポーツ・文化観光部関係出</u> 先機関

第20条 (略)

2·3 (略)

4 前2項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康福祉センターは、それぞれ同表の右欄に掲げる所管区域について、次の事務を処理する。この場合において、社会福祉法第14条第5項に規定する事務、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第5条第1項に規定する事務、同法第7条第1項に規定する事務及び同条第2項に規定する事務の所管区域は同表の所管区域から市の区域を除くものとする。

(1) (略)

(2) 生活困窮者自立支援法第5条第1項に規定する事務、同法第6条第1項に規定する事務、同法第7条第1項に規定する事務及び同条第2項に規定する事務(静岡県賀茂健康福祉センター、静岡県東部健康福祉センター及び静岡県中部健康福祉センターに限る。)

(3)~(7) (略)

(表略)

5~8 (略)

9 次の表の左欄に掲げる健康福祉センター に、同表の右欄に掲げる課を置く。

健康福祉センター	課
(略)	
静岡県富士健康福	総務課
祉センター	福祉課
	医療健康課
	相談課
	衛生薬務課
(略)	

10・11 (略)

第9款 発達障害者支援センター

第28条 発達障害者の福祉の増進を図るため、 静岡県発達障害者支援センターを静岡市駿河 区有明町に置く。

- 2 発達障害者支援センターの所掌事務は、次のとおりとする。
  - (1) 発達障害者及びその家族に対する専門的 な相談又は助言に関すること。
  - (2) 発達障害者に対する専門的な発達支援及び就労の支援に関すること。
  - (3) 医療等の業務を行う関係機関等に対する 発達障害についての情報の提供及び研修に 関すること。
  - (4) 医療等の業務を行う関係機関等との連絡 調整に関すること。
  - (5) その他発達障害者の福祉の増進に関する こと。

#### 第45条 (略)

2 農林大学校に、次の課を置く。

総務課

学生課

教務課

3 (略)

健康福祉センター	課
(略)	
静岡県富士健康福	総務課
祉センター	福祉課
	医療健康課
	相談判定課
	育成課
	衛生薬務課
(略)	

10・11 (略)

第9款 削除

第28条 削除

#### 第45条 (略)

2 農林大学校に、次の課を置く。 総務・学生課

教務課

3 (略)

第11款の2 農林環境専門職大学等 第45条の2 将来の農林業経営の現場を支えて いく農林業者を養成するため、静岡県立農林 **第11款の2** ふじのくに茶の都ミュ ージアム

第45条の2 (略)

第13款の2 水産技術研究所

- 第47条の2 水産業の改良発達を図るため、<u>静</u> <u>岡県水産技術研究所</u>(以下「<u>水産技術研究</u> <u>所</u>」という。) を焼津市 鰯 ケ島に置く。
- 2 水産技術研究所の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)~(4) (略)

- 3 水産技術研究所に、次の課を置く。(略)
- 4 <u>水産技術研究所</u>の事務の一部を分担処理するため、次の分場等を置く。

名 称	位 置
静岡県水産技術研究	(略)
<u>所伊豆分場</u>	
静岡県水産技術研究	(略)
<u>所浜名湖分場</u>	
静岡県水産技術研究	(略)
所富士養鱒場	

環境専門職大学(以下「農林環境専門職大 学」という。)を磐田市富丘に置く。

2 農林環境専門職大学に、次の局、課及び図書館を置く。

事務局

総務企画課

教務課

学生課

図書館

第45条の3 将来の農林業生産の現場を支えて いく農林業者を養成するため、静岡県立農林 環境専門職大学短期大学部を磐田市富丘に置 く。

> **第11款の3** ふじのくに茶の都ミュ ージアム

第45条の4 (略)

第13款の2 水産・海洋技術研究所 第47条の2 水産業の改良発達を図るため、<u>静</u> 岡県水産・海洋技術研究所(以下「水産・海 洋技術研究所」という。)を焼津市 鰯 ケ島に置 く。

2 水産・海洋技術研究所の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)~(4) (略)

- 3 <u>水産・海洋技術研究所</u>に、次の課を置く。 (略)
- 4 <u>水産・海洋技術研究所</u>の事務の一部を分担 処理するため、次の分場等を置く。

名 称	位 置
静岡県水産・海洋技	(略)
術研究所伊豆分場	
静岡県水産・海洋技	(略)
術研究所浜名湖分場	
静岡県水産・海洋技	(略)
術研究所富士養鱒場	

 静岡県水産技術研究
 (略)

 所沿岸沖合漁業指導
 調査船駿河丸

(スポーツ担当部長)

第62条の4 第60条から前条までに規定する職のほか、文化・観光部にスポーツ担当部長を置き、その職務は、上司の命を受けて、特定の重要事項を処理するとともに、文化・観光部の所掌事務(スポーツ局の所掌事務に限る。)を統括し、所属職員(スポーツ局に所属する職員に限る。)を指揮監督する。

(農林水産担当部長)

第62条の5 第60条から前条までに規定する職のほか、経済産業部に農林水産担当部長を置き、その職務は、上司の命を受けて、特定の重要事項を処理するとともに、経済産業部の所掌事務(農業局、農地局、森林・林業局及び水産業局の所掌事務に限る。)を統括し、所属職員(農業局、農地局、森林・林業局及び水産業局に所属する職員に限る。)を指揮監督する。

(本庁の参事等)

第67条 第60条から前条までに規定する職のほか、本庁に、次の表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げる機関に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務を行う。

1) 1) O 119(1)	75 - 13 7 0	
職	機関	職務
(略)		
局付主幹	知事戦略局、	局長(政策推進局にあ
	政策推進局、	っては政策推進担当部
	地域外交局、	長又は局長、地域外交
	文化・観光部	局にあっては地域外交
	<u>スポーツ局</u> 又	担当部長又は局長、 <u>文</u>
	は出納局会計	化・観光部スポーツ局

静岡県水産・海洋技<br/>術研究所沿岸沖合漁<br/>業指導調査船駿河丸(略)

(スポーツ担当部長)

第62条の4 第60条から前条までに規定する職のほか、スポーツ・文化観光部にスポーツ担当部長を置き、その職務は、上司の命を受けて、特定の重要事項を処理するとともに、スポーツ・文化観光部の所掌事務(スポーツ局の所掌事務に限る。)を統括し、所属職員(スポーツ局に所属する職員に限る。)を指揮監督する。

(農林水産担当部長)

第62条の5 第60条から前条までに規定する職のほか、経済産業部に農林水産担当部長を置き、その職務は、上司の命を受けて、特定の重要事項を処理するとともに、経済産業部の所掌事務(農業局、農地局、森林・林業局及び水産・海洋局の所掌事務に限る。)を統括し、所属職員(農業局、農地局、森林・林業局及び水産・海洋局に所属する職員に限る。)を指揮監督する。

(本庁の参事等)

第67条 第60条から前条までに規定する職のほか、本庁に、次の表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げる機関に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務を行う。

職	機関	職務
(略)		
局付主幹	知事戦略局、	局長(政策推進局にあ
	政策推進局、	っては政策推進担当部
	地域外交局、	長又は局長、地域外交
	<u>スポーツ・文</u>	局にあっては地域外交
	化観光部スポ	担当部長又は局長、ス
	<u>ーツ局</u> 又は出	ポーツ・文化観光部ス

	課	にあってはスポーツ担
		当部長又は局長、出納
		局にあっては局長又は
		局次長) の特命事項に
		関する事務、局長(政
		策推進局にあっては政
		策推進担当部長及び局
		長、地域外交局にあっ
		ては地域外交担当部長
		又は局長、 <u>文化・観光</u>
		<u>部スポーツ局</u> にあって
		はスポーツ担当部長及
		び局長、出納局にあっ
		ては局長及び局次長)
		に関する庶務及び議会
		関係事務を処理する。
(略)	<del> </del>	
船長	経済産業部水	(略)
	産業局水産資	
	<u>源課</u>	
(略)		
V-H7		

#### $2 \sim 7$ (略)

8 専門職大学開学準備室に専門職大学開学準備室長を置き、その職務は、上司の命を受けて所掌事務を統括し、所属職員を指揮監督することとする。

## 9 (略)

10 前各項に規定する職のほか、本庁に、次の表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げる機関に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる事務を処理する。

Í	ĺ	1
	納局会計課	<u>ポーツ局</u> にあってはス
		ポーツ担当部長又は局
		長、出納局にあっては
		局長又は局次長)の特
		命事項に関する事務、
		局長(政策推進局にあ
		っては政策推進担当部
		長及び局長、地域外交
		局にあっては地域外交
		担当部長又は局長、 <u>ス</u>
		ポーツ・文化観光部ス
		<u>ポーツ局</u> にあってはス
		ポーツ担当部長及び局
		長、出納局にあっては
		局長及び局次長)に関
		する庶務及び議会関係
		事務を処理する。
(略)		
船長	経済産業部水	(略)
	産・海洋局水	
	産資源課	
(略)		

#### $2 \sim 7$ (略)

## 8 (略)

9 前各項に規定する職のほか、本庁に、次の表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げる機関に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる事務を処理する。

職	機関	事務
フロンテ	(略)	
ィア推進		
室長		
資産経営	経営管理部行	ファシリティマネジメ
室長	<u>政経営局行政</u>	ントの推進に関する事
	経営課	<u>務</u>
人材育成	(略)	
室長		
(略)		
鳥獣捕獲	(略)	
管理室長		
人権同和	(略)	
対策室長		
(略)		
医療人材	健康福祉部医	(略)
室長	療健康局地域	
	医療課	
通商推進	(略)	
室長		
商業まち	(略)	
づくり室		
長		

(出先機関の局等及びそれらに置かれる職) 第70条 出先機関に、局、部、支局、センタ 一、課、科、班、室、支所、分校、分場、 所、場及び船を置くことができる。

職	機関	事務
フロンテ	(略)	
ィア推進		
室長		
人材育成	(略)	
室長		
(略)		
鳥獣捕獲	(略)	
管理室長		
大学院大	健康福祉部政	社会健康医学の推進及
学開学準	<u>策管理局健康</u>	び大学院大学の開学に
備室長	福祉政策課	関する事務
人権同和	(略)	
対策室長		
(略)		
医療人材	健康福祉部医	(略)
室長	療局地域医療	
	課	
地域包括	健康福祉部健	地域包括ケアの推進に
ケア推進	康局健康増進	関する事務
<u>室長</u>	課	
通商推進	(略)	
室長		
商業まち	(略)	
づくり室		
長		I
<u>CSF対</u>	経済産業部農	豚熱対策に関する事務
策室長	業局畜産振興	
	課	

(出先機関の局等及びそれらに置かれる職) 第70条 出先機関に、局、部、支局、センタ 一、課、科、班、室、支所、分校、分場、 所、場、館及び船を置くことができる。

- 2 (略)
- 3 出先機関に設けられたセンターにセンター 長を、課に課長を、科に科長を、班に班長 を、室に室長を、支所に支所長を、分校に分 校長を、分場に分場長を、所(静岡県東部技 能センター及び静岡県西部技能センターをい う。)に所長を、場に場長を、船に船長を置 き、それらの職務は、それぞれ上司の命を受 けて所掌事務を統括し、所属職員の分担事務 及び所属職員を監督することとする。

(出先機関の副所長等)

第71条 前3条に規定する職のほか、出先機関に、次の表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げる機関等に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務を行う

収分で1」	ノ。 	
職	機関等	職務
(略)		
沿岸沖合	水産技術研究	(略)
漁業指導	<u>所</u>	
調査船駿		
河丸機関		
長		
(略)		

2 (略)

3 出先機関に設けられたセンターにセンター 長を、課に課長を、科に科長を、班に班長 を、室に室長を、支所に支所長を、分校に分 校長を、分場に分場長を、所(静岡県東部技 能センター及び静岡県西部技能センターをい う。)に所長を、場に場長を、館に館長を、船 に船長を置き、それらの職務は、それぞれ上 司の命を受けて所掌事務を統括し、所属職員 の分担事務及び所属職員を監督することとす る。

(出先機関の副所長等)

第71条 前3条に規定する職のほか、出先機関に、次の表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げる機関等に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務を行う。

職	機関等	職務
(略)		
沿岸沖合	水産・海洋技	(略)
漁業指導	術研究所	
調査船駿		
河丸機関		
長		
(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際次の表の左欄に掲げる局、課、室又は出先機関に勤務を命ぜられている職員は、別に辞令を発せられない限り、改正後の静岡県行政組織規則(以下「改正後の規則」という。)に基づく同表の右欄に掲げる局、課、室又は出先機関の勤務を命ぜられたものとする。

経営管理部財務局管財課	経営管理部財務局資産経営課
文化・観光部政策管理局	スポーツ・文化観光部政策管理局
文化・観光部政策管理局総務課	スポーツ・文化観光部政策管理局総務課

文化・観光部政策管理局経理課	スポーツ・文化観光部政策管理局経理課
文化・観光部政策管理局企画政策課	スポーツ・文化観光部政策管理局企画政策課
文化・観光部文化局文化政策課	スポーツ・文化観光部文化局文化政策課
文化・観光部文化局文化財課	スポーツ・文化観光部文化局文化財課
文化・観光部文化局富士山世界遺産課	スポーツ・文化観光部文化局富士山世界遺産課
文化・観光部総合教育局	スポーツ・文化観光部総合教育局
文化・観光部総合教育局総合教育課	スポーツ・文化観光部総合教育局総合教育課
文化・観光部総合教育局大学課	スポーツ・文化観光部総合教育局大学課
文化・観光部総合教育局私学振興課	スポーツ・文化観光部総合教育局私学振興課
文化・観光部スポーツ局	スポーツ・文化観光部スポーツ局
文化・観光部スポーツ局スポーツ振興課	スポーツ・文化観光部スポーツ局スポーツ振興課
文化・観光部スポーツ局オリンピック・パラリン	スポーツ・文化観光部スポーツ局オリンピック・
ピック推進課	パラリンピック推進課
文化・観光部スポーツ局オリンピック・パラリン	スポーツ・文化観光部スポーツ局オリンピック・
ピック推進課オリンピック・パラリンピック調整	パラリンピック推進課オリンピック・パラリンピ
室	ック調整室
文化・観光部観光交流局観光政策課	スポーツ・文化観光部観光交流局観光政策課
文化・観光部観光交流局観光振興課	スポーツ・文化観光部観光交流局観光振興課
文化・観光部空港振興局空港管理課	スポーツ・文化観光部空港振興局空港管理課
文化・観光部空港振興局空港管理課空港調整室	スポーツ・文化観光部空港振興局空港管理課空港
	調整室
文化・観光部空港振興局空港振興課	スポーツ・文化観光部空港振興局空港振興課
健康福祉部医療健康局	健康福祉部医療局
健康福祉部医療健康局医療政策課	健康福祉部医療局医療政策課
健康福祉部医療健康局地域医療課	健康福祉部医療局地域医療課
健康福祉部医療健康局疾病対策課	健康福祉部医療局疾病対策課
健康福祉部医療健康局健康増進課	健康福祉部健康局健康増進課
健康福祉部医療健康局国民健康保険課	健康福祉部健康局国民健康保険課
経済産業部水産業局	経済産業部水産・海洋局
経済産業部水産業局水産振興課	経済産業部水産・海洋局水産振興課
経済産業部水産業局水産資源課	経済産業部水産・海洋局水産資源課
水産技術研究所	水産・海洋技術研究所

3 この規則の施行の際現に前項の表の左欄に掲げる局、課、室又は出先機関の参事、技監、専門官、部付 主幹、主幹、部付主査、専門主査、主査又は主任の職に補されている者は、別に辞令を発せられない限 り、改正後の規則に基づく同表の右欄に掲げる局、課、室又は出先機関の参事、技監、専門官、部付主 幹、主幹、部付主査、専門主査、主査又は主任の職に補されたものとする。

(私立学校規程の一部改正)

4 私立学校規程(昭和26年静岡県規則第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後	
(審議会の庶務)	(審議会の庶務)	
第7条 審議会の庶務は、 <u>文化・観光部総合教</u>	第7条 審議会の庶務は、スポーツ・文化観光	
<u>育局私学振興課</u> において処理する。	部総合教育局私学振興課において処理する。	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県水産振興審議会規則の一部改正)

5 静岡県水産振興審議会規則(昭和28年静岡県規則第21号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後		
第10条 審議会の庶務は、経済産業部水産業局	第10条 審議会の庶務は、経済産業部水産・海		
水産振興課において処理する。	洋局水産振興課において処理する。		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県営林財産台帳事務取扱規則の一部改正)

6 静岡県営林財産台帳事務取扱規則(昭和32年静岡県規則第42号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後	
(台帳の備付け)	(台帳の備付け)	
第2条 (略)	第2条 (略)	
2 • 3 (略)	2・3 (略)	
4 第1項の規定により県営林財産台帳を備え	4 第1項の規定により県営林財産台帳を備え	
たときは、その写しを <u>経営管理部財務局管財</u>	たときは、その写しを <u>経営管理部財務局資産</u>	
<u>課長</u> に送付しなければならない。前項の規定	<u>経営課長</u> に送付しなければならない。前項の	
により異動状況を記録したときも、同様とす	規定により異動状況を記録したときも、同様	
る。	とする。	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県観光審議会規則の一部改正)

7 静岡県観光審議会規則(昭和36年静岡県規則第32号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後	
(庶務)	(庶務)	
第8条 審議会の庶務は、 <u>文化・観光部観光交</u>	第8条 審議会の庶務は、スポーツ・文化観光	
流局観光政策課において処理する。	部観光交流局観光政策課において処理する。	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県青少年対策本部設置規則の一部改正)

8 静岡県青少年対策本部設置規則(昭和41年静岡県規則第18号)の一部を次のように改正する。

_	111-42(11)2	( 11, 11   13, 10, 32, 10, 32, 10, 12, 12, 12, 12, 12, 12, 12, 12, 12, 12	-		
	改正前			改正後	

(組織)

#### 第3条 (略)

2 (略)

3 委員は、政策推進担当部長、くらし・環境 部長、<u>文化・観光部長</u>、健康福祉部長、経済 産業部長、教育長及び警察本部長をもって充 てる。

4 (略)

(組織)

#### 第3条 (略)

- 2 (略)
- 3 委員は、政策推進担当部長、くらし・環境 部長、スポーツ・文化観光部長、健康福祉部 長、経済産業部長、教育長及び警察本部長を もって充てる。
- 4 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(県が管理する港湾及び漁港に係る公共用財産台帳事務取扱規則の一部改正)

9 県が管理する港湾及び漁港に係る公共用財産台帳事務取扱規則(昭和48年静岡県規則第22号)の一部を 次のように改正する。

改正前	改正後	
(財産台帳の作成等)	(財産台帳の作成等)	
第3条 (略)	第3条 (略)	
2・3 (略)	2 · 3 (略)	
4 港湾企画課長は、財産台帳の副本の保管を	4 港湾企画課長は、財産台帳の副本の保管を	
始めたときは、その写しを <u>経営管理部財務局</u> 始めたときは、その写しを <u>経営管理部</u> 財		
<u>管財課長</u> に送付しなければならない。前項の <u>資産経営課長</u> に送付しなければならない		
規定により異動状況の報告を受けたときも、 項の規定により異動状況の報告を受け		
同様とする。	も、同様とする。	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県水産技術研究所浜名湖分場体験学習施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

10 静岡県水産技術研究所浜名湖分場体験学習施設の設置及び管理に関する条例施行規則(平成12年静岡県規則第114号)の一部を次のように改正する。

規則第114万)の一部を次のように以上する。			
改正前	改正後		
静岡県水産技術研究所浜名湖分場体験学	静岡県水産・海洋技術研究所浜名湖分場		
習施設の設置及び管理に関する条例施行	体験学習施設の設置及び管理に関する条		
<u>規則</u>	例施行規則		
(趣旨)	(趣旨)		
第1条 この規則は、 <u>静岡県水産技術研究所浜</u>	第1条 この規則は、 <u>静岡県水産・海洋技術研</u>		

第1条 この規則は、<u>静岡県水産技術研究所浜</u> 名湖分場体験学習施設の設置及び管理に関す <u>る条例</u>(平成12年静岡県条例第51号。以下 「条例」という。)の施行に関し必要な事項を 定めるものとする。

(利用料金の減免の基準)

第1条 この規則は、<u>静岡県水産・海洋技術研究所浜名湖分場体験学習施設の設置及び管理に関する条例</u>(平成12年静岡県条例第51号。 以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用料金の減免の基準)

第3条 条例第13条の規定による利用料金の減免は、次の各号のいずれかに該当する者が<u>静</u>岡県水産技術研究所浜名湖分場体験学習施設(以下「体験学習施設」という。)を利用する場合に行うものとし、その減免する額は、当該各号に定める額とする。

(1)~(5) (略)

別記様式 (略)

指定管理者指定申請書

(略)

静岡県水産技術研究所浜名湖分場体験学習施設の管理に関する業務を行いたいので、静岡県水産技術研究所浜名湖分場体験学習施設の設置及び管理に関する条例第9条第1項の規定により申請します。

(略)

第3条 条例第13条の規定による利用料金の減免は、次の各号のいずれかに該当する者が<u>静</u>岡県水産・海洋技術研究所浜名湖分場体験学習施設(以下「体験学習施設」という。)を利用する場合に行うものとし、その減免する額は、当該各号に定める額とする。

(1)~(5) (略)

別記様式 (略)

指定管理者指定申請書

(略)

静岡県水産・海洋技術研究所浜名湖分場体 <u>験学習施設</u>の管理に関する業務を行いたいの で、静岡県水産・海洋技術研究所浜名湖分場 体験学習施設の設置及び管理に関する条例第 9条第1項の規定により申請します。

(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県文化財保護審議会規則の一部改正)

11 静岡県文化財保護審議会規則(平成31年静岡県規則第31号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(庶務)	(庶務)
第3条 審議会の庶務は、文化・観光部文化局	第3条 審議会の庶務は、スポーツ・文化観光
文化財課において処理する。	部文化局文化財課において処理する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。